

1. 事業の沿革と推移

1-1. 沿革

(1)はじめに

本市の下水(雨水・汚水)は、昭和 18(1943)年に造成した豊能南部排水路や在来の水路により、河川や市内に点在する溜め池に放流されてきましたが、家庭排水の無統制・不規則な流水による水質の悪化、市内に点在する凹地の排水不良等、下水を排水するだけの問題ではなく、保健衛生上も問題視されることとなりました。

そこで、本市の公共下水道事業は豊中駅周辺の雨水排除を目的に、昭和 26(1951)年 7 月に新免排水区の事業認可を受け、翌 27(1952)年度から建設に着手し、今日では、汚水整備は概ね完了し、雨水についても市域の約 8 割の区域で排水が可能となっています。

(2)下水の排水と公害対策

昭和 30 年代に入ると、瀬戸内海投棄が禁止されたことも一因ですが、庄内町の合併による市域の拡大、大阪経済の発展に伴う人口急増により、し尿処理対策に行き詰まりが生じました。このため、本市では全地域を整備する下水道計画の再検討と下水処理場の建設を進めることとなります。

昭和 33(1958)年 4 月に新「下水道法」が公布され、これにより、国が公共下水道に対し補助することとなりました。これを受け、市は次々と施策を打ち出すこととなります。

昭和 34(1959)年 12 月には穂積都市下水路事業に着手し、昭和 36(1961)年度からは豊中排水区の工事も始まりました。一方、特別都市下水路事業として、昭和 36(1961)年度に旧庄内ポンプ場の建設を開始し、翌 37(1962)年度から庄内南下水路の事業を実施しました。

昭和 37(1962)年 10 月には小曾根都市下水路事業により、小曾根第 1 ポンプ場の建設及び幹線工事に着手し、昭和 38(1963)年 12 月には千里園都市下水路事業を実施しました。

昭和 39(1964)年 3 月旧下水道条例を廃止し、新たな下水道条例を制定すると共に、下水道建設財源の確保充実のためと未整備地区との公平問題から、下水道事業受益者負担金制度を採用しました。

(3)猪名川流域下水道

昭和 38(1963)年原田処理場の都市計画決定及び都市計画事業認可を受けました。また、同年度から原田排水区の工事も始まり、天竺川排水区の千里ニュータウン地区は新住宅市街地開発法により大阪府において施行されました。

昭和 39(1964)年 3 月に千里ニュータウンの汚水処理のため原田処理場の計画を拡大し、汚水遮集幹線工事の追加変更を行いました。



原田処理場 水処理施設

昭和 40(1965)年 12 月猪名川の水質保全という共通の目的から、本市が中心となり、関係 5 市(大阪府側本市・池田市・箕面市・兵庫県側伊丹市・川西市)が協力し、現在の猪名川流域下水道の前身である広域下水道を発足させ、翌 41(1966)年度から事業が施行されました。

昭和 41(1966)年 4 月原田処理場第 1 系列の 2 分の 1 施設が完成し、日量 31,150m³/日の汚水処理が可能となりました。

昭和 43(1968)年に下水道法が改正され、原田処理場は猪名川流域下水道として府県事業となり、豊中市が事務委託を受けました。翌 44(1969)年 4 月には流域下水道としては全国で初めての幹線通水式が行われました。

昭和 47(1972)年猪名川流域下水道の参画市町は大阪府・兵庫県の関係 6 市 1 町 1 村(本市・池田市・箕面市・東

能勢村(現豊能町)・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町)となり、原田処理場にかかる計画処理区域を拡大しました。

平成 15(2003)年 4 月に猪名川流域下水道第 3 系列水処理施設の上に飛行機が見える多目的広場「スカイランド HARADA」がオープンし、地域住民の憩いの場として、親しまれています。

(4) 下水道整備の急増時期と使用料徴収

昭和 41(1966)年には新免・豊中両排水区の一部、旭丘排水区、熊野田北排水区のうち東豊中団地において供用を開始し、下水道使用料の徴収も始まりました。

昭和 43(1968)年度には新たに穂積排水区を追加し、穂積ポンプ場の建設に着手し、更に、都市下水路事業として施工した千里園下水路を公共下水道に編入しました。

昭和 44(1969)年度からは麻田・蛍池・長興寺北各排水区の工事もあり、昭和 46(1971)年度からは寺内排水区、昭和 47(1972)年度からは長興寺南排水区、桜井谷排水区の桜井谷ポンプ場の工事を開始しました。

昭和 51(1976)年 4 月に下水道使用料を改定し、基本料金及び累進制を採用すると共に水質料金を導入しました。

西利倉排水区は猪名川のショートカットにより分離されたことから、尼崎市へ流入することになったもので、昭和 53(1978)年度から工事を行い翌年度に完成しました。

穂積ポンプ場の汚水圧送施設の工事についても、昭和 53(1978)年度から着手し、昭和 55(1980)年 9 月に完成し、穂積排水区の供用を開始しました。

(5) 庄内下水処理場の建設

昭和 44(1969)年 5 月には、小曾根下水路・庄内下水路(旧庄内南下水路)を公共下水道に編入すると共に、南部地域の水洗化を促進するため、庄内下水処理場の建設に着手し、昭和 48(1973)年 4 月、庄内下水処理場の 2 分の 1 施設の供用を開始しました。

昭和 52(1977)年度からは、残り 2 分の 1 施設の建設に着手し、昭和 55(1980)年 9 月に全施設が完成しました。

更に、平成 17(2005)年度からは、窒素、リンの同時除去を行う高度処理方式を導入し、日処理量の内 26,000 m³の高度処理が可能となっています。



庄内下水処理場

(6) 親水事業

昭和 58(1983)年豊能南部雨水幹線が公共下水道事業に編入され、モデル下水道事業(アピール下水道)として、市民がふれあい、親しむための水辺環境づくりのため「螢舞い飛ぶ自然の親水水路創造」が採択され、利倉地区において事業に着手しました。

昭和 62(1987)年 3 月、親水水路第 1 期工事が完成し、現在も「新豊島川」として市民に親しまれており、昭和 63(1988)年 7 月には、建設省の「手づくり郷土賞」を受賞しました。平成 2(1990)年度には、親水水路第 2 期工事が完成しています。

また、当水路には、原田終末処理場の高度処理水(アメニティ下水道モデル事業)を流すとともに、「螢の里」にて螢の幼虫を飼育し、毎年 6 月に「螢の夕べ」を開催し、市民に公開しています。

平成 2(1990)年度から実施してきた中央幹線景観水路工事についても、下流部の寸賀尻樋門から服部元町 2 丁目 25 番地までの 3,262m について景観整備を進め、平成 14(2002)年度末には完了しています。



中央景観水路

また、平成 25(2013)年度からは、水量の多い中流域(江口橋付近)から上流域(中豊島小学校東側付近)へ雨水を送水、循環させることにより、不足している水路維持用水の水量を確保するとともに、水生動物の成育環境の保全を図っています。

(7) 阪神・淡路大震災

平成 7(1995)年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震により下水道施設にも被害がありました。

以下に被害の内訳を示します。

管渠施設 224 箇所、ポンプ施設 2 箇所、原田処理場 12 箇所、庄内処理場 15 箇所、ため池護岸亀裂損傷 1 箇所の計 254 箇所。

(8) 浸水対策

雨水管、雨水ポンプ場の整備等、浸水対策についても順次行ってきましたが、平成 6(1994)年 9 月 6 日から 7 日早朝にかけて 3 時間継続して、市北部で 295.5mm という大集中豪雨が発生し、床上浸水 536 戸、床下浸水 1620 戸の被害を受けました。そこで、浸水被害をより軽減するため、新たな雨水計画を策定し、平成 11(1999)年度より、その計画に基づいた事業の展開をしています。



千里園ポンプ場(千里川側)

千里園ポンプ場は、平成 12(2000)年度に建設工事に着手し、平成 17(2005)年 4 月に一部供用開始し、平成 19(2007)年 4 月に全施設の供用を開始しました。

雨水を別ルートへ誘導する雨水バイパス管については、平成 13(2001)年度に豊中幹線、平成 16(2004)年度に千里園幹線、令和元(2019)年度に原田中央幹線が整備完了しています。

平成 18(2006)年 8 月 22 日午後 11 時 00 分に時間雨量 110mm を記録する「大阪府北部豪雨災害」に見舞われ、床上浸水 98 戸、床下浸水 224 戸の被害を受けました。

平成 14(2002)年度には、新世代下水道支援事業として「^{スリーエス}S・S・Sプラン事業～校庭は雨の貯金箱」が採択され、平成 15(2003)年度から平成 19(2007)年度にかけ、南桜塚小学校、小曾根小学校、原田小学校、豊南小学校、野田小学校、北条小学校、東豊台小学校、島田小学校、南丘小学校、庄内西小学校の計 10 校において、校庭貯留事業を実施しました。校庭貯留事業は小学校のグラウンド表面に雨水を貯留し、既設下水管の負荷を軽減することで、周辺地域の浸水対策の一助となるものと期待しています。



平成 18 年の大雨による道路冠水
(豊中市役所前の国道 176 号)

平成 26(2014)年度に、洪水・内水はん濫及び津波による浸水想定区域を示した「豊中市浸水ハザードマップ」を作成し、令和 2(2020)年度には、想定し得る最大規模の降雨に対応したハザードマップに更新しました。

(9) 合流式下水道の改善事業

平成 16(2004)年に下水道法施行令が改正され、合流式下水道の改善対策が義務付けられました。

このため、本市では雨天時に合流式下水道の雨水吐より、河川等の公共用水域へ直接放流する未処理下水について、水質の改善と放流回数の削減並びに^{きょうごつぶつ}夾雑物の削減を目的に改善計画を策定しました。

これは、雨水吐において夾雑物が極力流出しないようスクリーンを設置することや、汚濁負荷の高い初期雨水を含んだ下水を一時貯留し、晴天時に処理して放流する等して、公共用水域の水質悪化を防止する計画です。

平成 20(2008)年度に庄内下水処理場の水処理施設の一部で、初期雨水を一時貯留する滞水池建設工事に着手

し、平成 22(2010)年 4 月に供用開始しました。平成 22(2010)年度には二葉町・大島町地内で貯留管建設工事に着手し、平成 26(2014)年 3 月に供用開始しました。この貯留管の供用開始により、庄内処理区においては、下水道法施行令に規定された雨天時の放流水質基準を達成しました。

(10)東日本大震災

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波や液状化現象によって東北地方と関東地方の沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。この地震により下水道施設が被災したことを受け、豊中市は、平成 23(2011)年 4 月 2 日から 7 日までの間、宮城県に調査団(4 名)を派遣し、下水管路の損傷や土砂堆積などの状況を調査しました。

(11)下水道長寿命化計画

下水道管路や処理場、ポンプ場の機能が低下しないように、予防保全の観点から国土交通省が平成 20(2008)年度に「下水道長寿命化支援制度」を創設したことを受け、平成 25(2013)年 2 月に「下水道長寿命化計画(第 1 期)」を策定しました。この計画は、目標年度である平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの改築更新について、事業量や事業費を具体的に定めたものです。

(12)下水道取付管の更新

道路陥没による事故を未然に防止する目的で、下水道取付管の計画的な更新事業を進めています。この取り組みは、平成 27(2015)年 2 月に策定された「下水道取付管更新基本計画」を基盤として、平成 28(2016)年 2 月には、詳細な TV カメラ調査の結果を踏まえた「下水道取付管更新実施計画(第 1 期)」を策定し、本格的な更新を開始。さらに、第 1 期の成果を活かし、令和 3(2021)年 2 月には「下水道取付管更新実施計画(第 2 期)」を策定しました。これらの計画に基づき、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間で、昭和 49(1974)年度以前に布設された異常の著しい陶管 4,000 箇所以上を更新するという大きな成果を達成しました。そして、これまでの 10 年間の豊富な経験と実績を踏まえ、令和 8(2026)年 3 月には「豊中市下水道管(取付管)更新計画」を策定しました。この新計画では、令和 8(2026)年度から 5 年間で、特に陥没が多発するリスクの高いエリアの陶管 2,000 箇所を重点的に更新する見込みです。

(13)ストックマネジメント計画

下水道長寿命化支援制度に代わり、中長期的に下水道施設全体の管理を最適化するため、国土交通省が平成 28(2016)年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設したことを受け、平成 29(2017)年度に「豊中市下水道ストックマネジメント計画(第 1 期)」を策定しました。現在は、令和 4(2022)年度に「豊中市下水道ストックマネジメント計画(第 2 期)」を策定、目標年度である令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの点検調査及び改築更新について、事業量や事業費を具体的に定め、老朽化対策を実施しています。

(14)上下水道耐震化計画

令和 6(2024)年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、耐震化が未実施だった上下水道施設が被災し、復旧が長期化しました。このことから、国土交通省が令和 6(2024)年 9 月に、全国の水道事業者等及び下水道管理者に対して「上下水道耐震化計画」の策定を要請したことを受け、令和 7(2025)年 1 月に「豊中市上下水道耐震化計画」を策定しました。この計画では、令和 7(2025)年 4 月から令和 12(2030)年 3 月までの 5 か年で、下水道において代替不能な急所施設を最優先に、重要な下水道管路の耐震化を進めます。

1-2. 主要年表

年 度	事 項	組 織
昭和 26(1951)	公共下水道事業認可(新免排水区) 下水道条例公布	水道課下水道調査係
27(1952)	公共下水道管渠建設工事着手(新免排水区)	水道課下水道係
28(1953)		土木課下水道係
32(1957)		都市計画課下水道係
35(1960)	公共下水道事業特別会計設置	水政課下水道係
36(1961)	庄内ポンプ場建設開始	
37(1962)	小曾根第1ポンプ場建設開始	建設部下水道課4係
38(1963)	庄内ポンプ場供用開始	
39(1964)	旧下水道条例廃止・新条例公布・受益者負担金に関する省令公布・排水設備工事業者公認規則公布・原田処理場建設開始	
40(1965)	水洗便所改造資金貸付条例公布・同助成条例公布・全国下水道促進デー(豊中市第1回)・小曾根第1ポンプ場供用開始・受益者負担金徴収開始	猪名川流域下水道建設事務所(係) 原田処理場(係)
41(1966)	穂積ポンプ場建設開始・水洗化開始・下水道使用料徴収開始	下水道部新設3課(庶務・工務・管理課) 9係・1事務所処理場
42(1967)	穂積ポンプ場雨水供用開始	12係 1処理場
43(1968)		機構改革5課(猪名川流域下水道事務所・原田下水処理場新設)16係
44(1969)	庄内下水処理場建設開始・新免ポンプ場建設開始	機構改革4月7課(業務課・作業課新設)24係 機構改革11月8課(庄内下水処理場建設事務所新設・猪名川流域下水道事務所名称変更)27係
45(1970)	新免ポンプ場供用開始	
46(1971)		27係 工事工区新設
47(1972)	桜井谷ポンプ場及び小曾根第2ポンプ場建設開始	30係
48(1973)	庄内下水処理場供用開始(1/2施設60,000m ³ /日)	庄内下水処理場に名称変更
50(1975)	小曾根第2ポンプ場供用開始 水洗化あっせん委員会規則公布	
51(1976)	桜井谷ポンプ場供用開始	庄内下水道事務所名称変更 29係
52(1977)	庄内下水処理場拡張工事開始	
53(1978)	穂積ポンプ場拡張工事開始	機構改革8課(猪名川流域下水道事務所建設課・維持課)31係
54(1979)	受益者負担金に関する条例公布(省令廃止)	
55(1980)	穂積ポンプ場汚水ポンプ完成 庄内下水処理場第2期工事完成(120,000m ³ /日)	
57(1982)	熊野田南中継ポンプ室供用開始	34係
58(1983)	モデル下水道事業「アピール下水道」採択される 親水水路事業開始(豊能南部雨水幹線)	33係
59(1984)	「アクアトピア」に指定される・新下水道法施行25周年記念建設大臣表彰受賞	
61(1986)	アメニティ下水道採択・下水道事業着手35周年(市制50周年)記念行事	
62(1987)	親水水路第1期工事完成 下水道・水・緑・景観モデル事業(ウォーターズクエアープラン)採択	
63(1988)	親水水路緑道が建設省「手づくり郷土賞」受賞	機構改革7課(業務課廃止)31係(工事工区廃止)

下水道事業

年 度	事 項	組 織
平成 元(1989)	親水水路螢の里「螢の夕べ」開催	
2(1990)	親水水路第2期工事完成・花の万博に螢を出展 中央幹線景観水路工事開始・デザイン蓋設置始まる。	
3(1991)		機構改革8課(施設課新設)31係
4(1992)	中央幹線景観水路の下流部1,900m完成	
5(1993)	中央幹線景観水路 江口橋から広池橋までの236.44m整備	
6(1994)	中央幹線景観水路 広池橋から大道橋までの205.36m整備	機構改革8課(水路課名称変更)31係
7(1995)	中央幹線景観水路 大道橋から豊島公園西南端までの109m整備	
8(1996)	中央幹線景観水路 豊島公園西南端から豊島公園東南端までの228m整備	
9(1997)	中央幹線景観水路 豊島公園東南端から服部豊町1丁目231番地までの125m整備	
11(1999)	中央幹線景観水路 服部豊町1丁目231番地から服部豊町1丁目243-4番地までの119m整備	機構改革6課(猪名川流域下水道事務所建設課・維持課・庄内下水道事務所廃止、下水道総務課・下水道建設課・下水道管理課・下水道施設課・下水道維持課・猪名川流域下水道事務所名称変更)27係
12(2000)	中央幹線景観水路 服部豊町1丁目243-4番地から服部元町2丁目66番地までの113m整備	
13(2001)	中央幹線景観水路 服部元町2丁目66番地から服部元町2丁目58番地までの133m整備 浸水対策事業 豊中幹線 豊中排水区(箕輪地区)1,289m整備	
14(2002)	中央幹線景観水路 服部元町2丁目58番地から服部元町2丁目25番地までの94m整備	
15(2003)	校庭貯留事業整備開始	機構改革 土木部と統合し、土木下水道部に名称変更6課(土木下水道総務課・土木下水道建設課名称変更)30係
16(2004)	千里園幹線612m整備	
17(2005)	千里園ポンプ場供用開始 庄内下水処理場(1/4列)高度処理施設供用開始 ・標準活性汚泥法 78,000m ³ /日 ・高度処理 26,000m ³ /日 (凝集剤併用型循環式硝化脱窒法)	
19(2007)	校庭貯留事業整備完了 (南桜塚小学校、小曾根小学校、原田小学校、豊南小学校、旧野田小学校、北条小学校、東豊台小学校、旧島田小学校、南丘小学校、庄内西小学校の計10校)	
20(2008)	地方公営企業法を全部適用	上下水道組織統合 上下水道局発足
22(2010)	合流式下水道の改善事業 庄内下水処理場内滞水池 供用開始(貯留量 20,000m ³)	
24(2012)	中央幹線景観水路 江口橋から中豊島小学校東側まで 雨水循環施設(送水管L=1,365m ポンプ設備)整備完了	
25(2013)	合流式下水道の改善事業 二葉町・大島町地内貯留管 供用開始(貯留量 2,000m ³)	
26(2014)	豊中市浸水ハザードマップ(洪水・内水はん濫及び津波)作成	
27(2015)	市長部局からの管路清掃業務の移管	機構改革 下水道管理課に管路係を設置
令和 元(2019)	原田中央幹線2,118m整備	
2(2020)	豊中市浸水ハザードマップ(洪水・内水はん濫及び津波)更新	

1-3. 下水道計画と整備の状況

(1) 下水道全体計画

処理 区名	排 水 区 名	排水面積 (ha)	計画人口 (人)	排除方式	摘 要
原 田 処 理 区	新 免 排水区	87.8	9,876	合 流 式	112 人/ha
	豊 中 "	169.3	17,801	"	105 人/ha
	原 田 "	97.6	11,411	分 流 合 流 式	117 人/ha
	桜 塚 "	163.9	20,796	"	127 人/ha
	熊野田北 "	102.2	12,034	分 流 式	118 人/ha
	麻 田 "	105.4	9,328	合 流 式	89 人/ha
	蛭 池 "	61.5	5,876	分 流 式	96 人/ha
	千 里 園 "	99.6	12,211	分 流 合 流 式	123 人/ha
	桜 井 谷 "	461.5	43,281	分 流 式	94 人/ha
	東 豊 中 "	123.2	8,779	"	71 人/ha
	長興寺北 "	56.8	7,132	"	126 人/ha
	利 倉 "	63.6	1,056	"	17 人/ha
	勝 部 "	63.0	1,149	"	18 人/ha
	天 竺 川 "	462.4	40,604	"	88 人/ha
	旭 丘 "	20.8	3,723	"	179 人/ha
	空 港 "	118.3	-	"	
	長興寺南 "	71.0	10,616	"	150 人/ha
	熊野田南 "	90.0	12,287	"	137 人/ha
	緑地第1 "	59.3	-	"	
	計	2,477.2	227,960		
庄 内 処 理 区	穂 積 排水区	186.2	22,940	分 流 合 流 式	123 人/ha
	庄 内 "	357.9	40,050	"	112 人/ha
	小 曾 根 "	241.2	25,990	合 流 式	108 人/ha
	寺 内 "	25.8	3,860	分 流 式	150 人/ha
	上 津 島 "	161.9	6,410	"	40 人/ha
	緑地第2 "	66.7	-	"	
	計	1,039.7	99,250		
そ の 他	中 央 処理区	12.0	2,380	分 流 式	198 人/ha 安威川流域関連公共下水道へ流入
	尼崎北部 "	26.5	2,420	合 流 式	93 人/ha 尼崎市 公共下水道へ流入
	南 吹 田 "	26.0	3,770	分 流 式	145 人/ha 吹田市 "
	大 野 "	1.2	20	合 流 式	17 人/ha 大阪市 "
	計	65.7	8,590		
合 計		3,582.6	335,800		

(2) 公共下水道事業計画の沿革

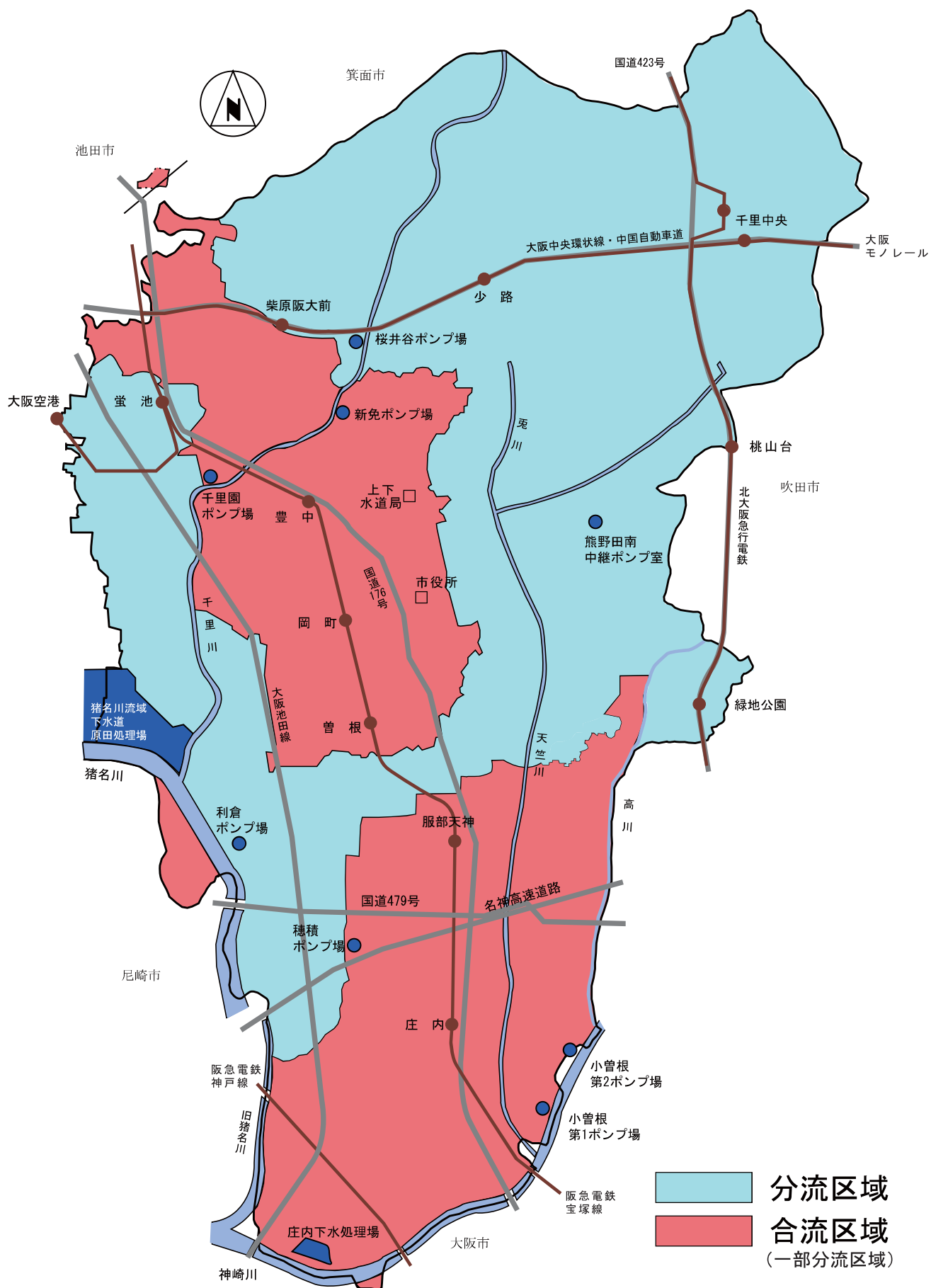
区分	施工年次	事業費	許可面積 人口累計	下 水 道 法		都 市 計 画 法	
				認 可 内 容	認 可 年 月 日	計 画 決 定 年 月 日	事 業 認 可 年 月 日
当初認可	年度 27～35	百万円 301.4	ha 千人 87.5 18	新免排水区認可	昭和26年7月2日 厚生省阪衛第135号	昭和32年11月20日 建設省告示第1455号	同 左
第1回変更	27～42	737.4	252.5 53	排水区域の追加	昭和36年7月13日 建設省阪計第14号	昭和36年8月24日 建設省告示第1864号	同 左
第2回変更	27～45	2,078.1	252.5 53	流送幹線の追加 原田下水処理場の認可	昭和38年4月11日 建設省阪都第194号 昭和38年3月30日 厚生省収環第179号	昭和36年8月24日 建設省告示第1864号	同 左
第3回変更	27～45	2,408.7	318.5 67	排水区域の追加	昭和38年10月7日 建設省阪都第335号	昭和38年12月6日 建設省告示第2975号	同 左
第4回変更	27～45	3,454.0	318.5 67	管渠及び処理場規模の変更	昭和39年3月11日 建設省阪都第98号 昭和39年3月25日 厚生省収環第113号	昭和39年3月25日 建設省告示第845号 (変更) 昭和39年11月9日 建設省告示第3132号	同 左 昭和39年3月25日 建設省告示第845号
第5回変更	27～45	4,565.6	610.1 134	排水区域及び管渠の追加並びに変更 昭和41年11月に処理場を猪名川流域 下水道へ編入	昭和41年3月4日 建設省阪都第71号	昭和41年3月31日 建設省告示第996号 (変更) 昭和41年11月7日 建設省告示第3661号 (変更) 昭和42年12月21日 建設省告示第4357号	同 左
第6回変更	27～49	8,787	1061.3 233	排水区域、管渠、ポンプ場及び吐口 の追加	昭和43年9月19日 建設省阪都第43号の2	昭和43年7月11日 建設省告示第1892号 (変更) 昭和43年12月28日 建設省告示第3801号	同 左
第7回変更	27～52	30,794	2040.4 441	排水区域の追加及び庄内下水処理 場の決定	昭和44年7月26日 建設省阪都第31号の2	昭和44年5月23日 建設省告示第2877号	同 左
第8回変更	27～57	41,650	2914.0 479	排水区域の追加	昭和47年4月1日 大阪府指令第475号 (流域関連のみ)	昭和46年10月1日 豊中市告示第104号	昭和47年8月16日 大阪府告示第1081号
第9回変更	27～57	54,751	3133.2 501.7	排水区域の追加	昭和47年8月4日 建設省阪都第43号	昭和46年10月1日 豊中市告示第104号	昭和47年8月16日 大阪府告示第1081号
第10回変更	27～57	68,682	3133.2 520.5	1号、2号下水道を処理区毎に変更、 幹線管渠の追加及び変更	昭和50年12月10日 大阪府指令第486号 (流域関連のみ)	昭和50年2月12日 豊中市告示第11号	昭和50年10月17日 (流域関連) 大阪府告示第1491号 (その他公共) 大阪府告示第1497号
第11回変更	27～57	81,131	3133.2 520.5	庄内下水処理場の焼却炉の認可、幹 線管渠の追加及び廃止	昭和53年3月8日 建設省阪都第18号 (庄内処理区のみ)	昭和53年2月28日 豊中市告示第21号	昭和53年6月5日 大阪府告示第849号
第12回変更	27～57	81,554	3159.2 523.4	尼崎北部処理区の認可	昭和54年2月22日 建設省阪都第2号	昭和50年2月12日 豊中市告示第11号	昭和54年3月5日 大阪府告示第299号
第13回変更	27～62	83,865	3308.5 542.3	緑地第1、熊野田南排水区の追加(熊 野田南中継ポンプ室の認可)	昭和56年10月7日 大阪府指令第445号 (流域関連のみ)	同 上	昭和56年12月7日 大阪府告示第1584号
第14回変更	27～62	81,622	3385.1 556.8	上新田地区の追加及び豊能南部雨 水幹線追加	昭和58年2月25日 大阪府指令第783号	同 上	昭和58年5月9日 大阪府告示第674号
第15回変更	27～62	84,571	3451.6 556.8	緑地第2地区の追加及び豊能南部雨 水幹線追加	昭和58年3月1日 建設省阪都第4号	同 上	昭和58年3月14日 大阪府告示第335号
第16回変更	27～65	92,726	3463.8 558.8	正雀処理区の追加	昭和60年7月25日 建設省阪都第23号	同 上	昭和60年10月18日 大阪府告示第1264号
第17回変更	27～65	99,443	3463.8 558.8	アメニティ施設の追加	昭和61年8月25日 大阪府指令下第197号	同 上	昭和63年3月30日 大阪府告示第427号
第18回変更	27～65	99,443	3463.8 558.8	豊能南部雨水幹線の変更及び利倉 ポンプ場の追加	昭和61年12月12日 建設省阪都第25号	昭和61年7月30日 豊中市告示第112号	昭和63年1月13日 大阪府告示第70号
第19回変更	S27～ H6	108,315	3463.8 558.8	猪名川流域関連公共下水道の一部 幹線管渠の追加及び廃止、正雀処理 区公共下水道を安威川流域関連公 共下水道に名称変更	平成元年9月22日 大阪府指令下第205号	平成元年2月23日 豊中市告示第24号	平成2年3月26日 大阪府告示第335号
				庄内処理区公共下水道の一部幹線 管渠の追加及び廃止	平成元年11月10日 建設省阪都第46号		

区分	施工年次	事業費 百万円	許可面積 人口累計 ha 千人	下 水 道 法		都 市 計 画 法	
				認 可 内 容	認 可 年 月 日	計 画 決 定 年 月 日	事 業 認 可 年 月 日
第20回 変 更	S27～ H11	128,383	3463.8 558.8	猪名川流域関連公共下水道・安威川流域関連公共下水道・単独公共下水道事業年度延伸	平成6年12月13日 大阪府指令下第283号 平成7年3月31日 建設省阪下公発第4号	同 上	平成7年3月31日 大阪府告示第570号
第21回 変 更	S27～ H11	128,383	3463.8 558.8	猪名川流域関連公共下水道 蛭池排水区の変更	平成8年6月21日 大阪府指令下第108号	同 上	同 上
第22回 変 更	S27～ H18	155,571	3463.8 477.8	猪名川流域関連公共下水道の雨水排水計画見直し 中央幹線の追加(公共下水道へ編入)	平成11年3月19日 大阪府指令下第343号	平成11年2月9日 豊中市告示第24号	平成11年5月11日 大阪府告示第878号
				庄内処理区公共下水道の雨水排水計画見直し 中央幹線の追加(公共下水道へ編入)庄内処理場の汚水計画見直し及び高度処理方式一部導入	平成11年3月25日 建設省阪都下公発第14号		
第23回 変 更	S27～ H20	156,829	3463.8 403.1	猪名川流域関連公共下水道・安威川流域関連公共下水道の計画汚水量の見直し及び事業年度延伸	平成17年2月24日 大阪府指令下第2325号	平成16年12月28日 豊中市告示第274号	平成17年3月25日 大阪府告示第599号
第24回 変 更	S27～ H21	157,576	3463.8 406.9	庄内、尼崎北部、南吹田、大野処理区の計画汚水量及び庄内下水処理場計画の見直し 合流式下水道緊急改善対策の導入	平成18年3月20日 大阪府指令下第2368号	同 上	平成18年3月31日 大阪府告示第813号
第25回 変 更	S27～ H27	170,991	3463.8 397.9	猪名川流域関連公共下水道・安威川流域関連公共下水道の事業年度延伸、公共下水道管理者の変更	平成21年3月26日 大阪府指令下第2144号	同 上	平成21年3月31日 大阪府告示第549号
	S27～ H27		3463.8 397.9	庄内、尼崎北部、南吹田、大野処理区の年度延伸、庄内下水処理場段階的整備計画汚水量・配置計画の見直し、公共下水道管理者の変更	平成21年3月31日 大阪府指令下第2159号		平成21年5月27日 大阪府告示第887号
第26回 変 更	S27～ H27	169,276	3463.8 397.9	猪名川流域関連公共下水道において、合流式下水道改善事業、浸水対策事業の遂行に伴う公共下水計画の見直し	平成24年3月23日 大阪府指令下第2353号	同 上	同 上
第27回 変 更	S27～ H31	175,961	3463.8 355.9	猪名川流域関連公共下水道の計画汚水量の見直し、合流式下水道改善計画の反映、雨水調整池の追加及び事業年度の延伸 安威川流域関連公共下水道の計画汚水量の見直し及び事業年度の延伸	平成26年3月6日 大阪府下第1998号	同 上	平成26年3月20日 大阪府告示第384号
第28回 変 更	S27～ H31	175,983	3463.8 335.8	庄内、尼崎北部、南吹田、大野処理区の年度延伸、流総適合に伴う計画汚水量の見直し及び高度処理を1系統追加	平成27年3月31日 大阪府下第2156号	同 上	平成27年5月15日 大阪府告示第723号
第29回 変 更	S27～ H36	203,689	3463.8 335.8	庄内、尼崎北部、南吹田、大野処理区の年度延伸、下水道法改定に伴う見直し及びポンプ場施設の能力見直し	平成30年9月21日 大阪府下第2592号	同 上	平成31年1月15日 大阪府告示第32号
	S27～ H36		3463.8 335.8	猪名川流域関連公共下水道における下水道法改定に伴う見直し及び事業年度の延伸 安威川流域関連公共下水道における下水道法改定に伴う見直し及び事業年度の延伸	平成30年11月6日 大阪府下第2793号		平成31年1月15日 大阪府告示第33号
第30回 変 更	S27～ H36	200,481	3463.8 335.8	庄内下水処理場1系ポンプ場、小曽根第2ポンプ場の能力の見直し	令和元年12月27日 大阪府下第2258号	同 上	同 上
第31回 変 更	S27～ R07	197,125	3463.8 335.8	庄内下水処理場2系ポンプ場、小曽根第2ポンプ場の能力の見直し	令和5年3月27日 大阪府下第2797号	同 上	同 上
第32回 変 更	S27～ R08	196,016	3463.8 335.8	庄内下水処理場において、発電機棟を事業計画に位置付け及び汚泥焼却炉の能力見直し	令和6年2月19日 大阪府下第2430号	同 上	同 上
第33回 変 更	S27～ R09	210,266	3463.8 335.8	庄内、尼崎北部、南吹田、大野処理区の年度延伸、庄内下水処理場、穂積ポンプ場及び小曽根第2ポンプ場の能力の見直し	令和7年3月24日 大阪府下第2563号	同 上	令和7年3月26日 大阪府告示第434号
	S27～ R09		3463.8 335.8	猪名川流域関連公共下水道における事業年度の延伸 安威川流域関連公共下水道における事業年度の延伸	令和7年3月24日 大阪府下第2565号		令和7年3月26日 大阪府告示第433号

排水系統図（令和7年度末現在）



分合流区域図（令和7年度末現在）



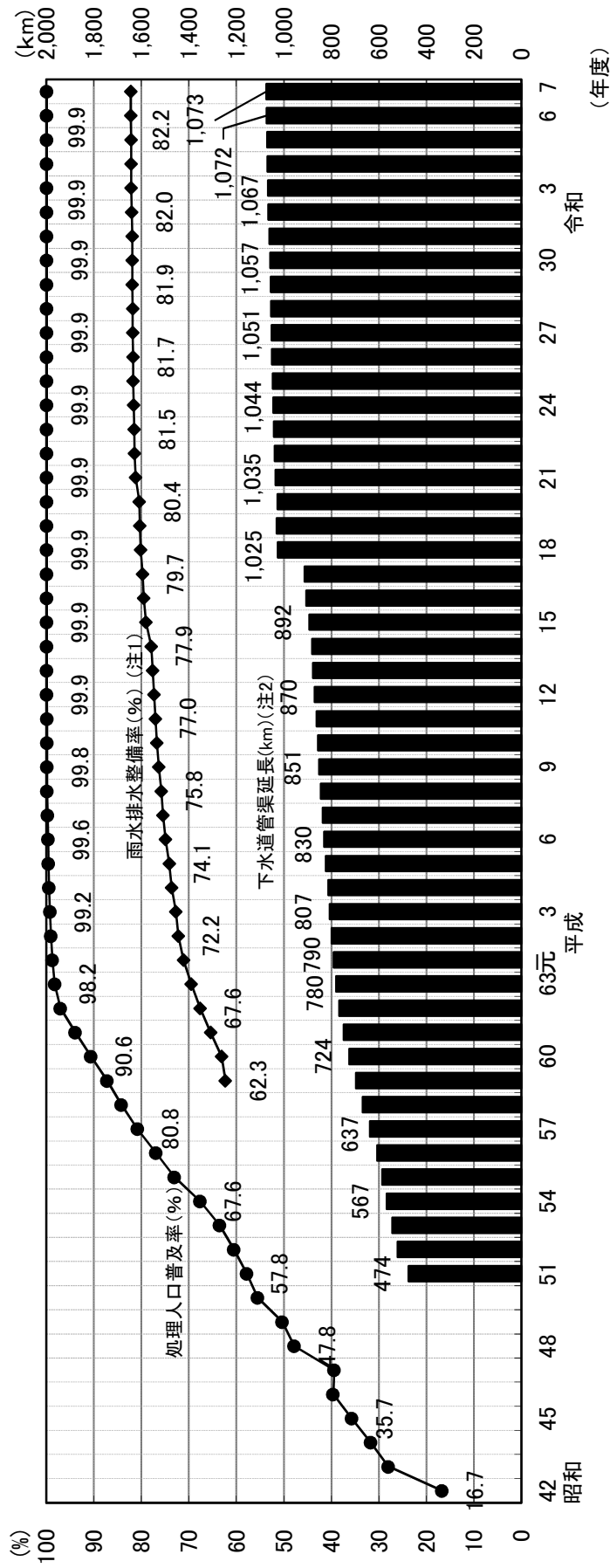
1-4. 事業の推移

年度 項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全 体 計 画 人 口	人	335, 800	335, 800	335, 800	335, 800	335, 800
行 政 区 域 内 人 口	人	399, 965	399, 029	398, 087	397, 521	397, 430
処 理 可 能 区 域 人 口	人	399, 941	399, 011	398, 070	397, 508	397, 418
水 洗 化 人 口	人	399, 402	398, 534	397, 602	397, 088	397, 019
人 口 普 及 率 【処理可能区域人口/行政区域内人口】	%	99. 9	99. 9	99. 9	99. 9	99. 9
水 洗 化 率 【水洗化人口/処理可能区域人口】	%	99. 9	99. 9	99. 9	99. 9	99. 9
全 体 計 画 面 積	ha	3, 582. 6	3, 582. 6	3, 582. 6	3, 582. 6	3, 582. 6
雨 水 排 水 整 備 済 面 積	ha	2, 939. 6	2, 940. 4	2, 942. 3	2, 943. 4	2, 943. 5
雨 水 排 水 整 備 率※ 【雨水排水整備済面積/全体計画面積】	%	82. 1 (10. 3)	82. 1 (10. 3)	82. 1 (10. 3)	82. 2 (10. 6)	82. 2 (10. 6)
総 処 理 水 量	m³	69, 224, 925	63, 242, 979	65, 649, 775	64, 225, 142	61, 743, 775
汚 水 処 理 水 量	m³	66, 001, 425	61, 536, 679	63, 217, 575	61, 835, 642	59, 802, 575
雨 水 処 理 水 量	m³	3, 223, 500	1, 706, 300	2, 432, 200	2, 389, 500	1, 941, 200
晴天時1日汚水最大処理水量	m³	195, 196	187, 247	200, 203	182, 733	179, 537
現在晴天時平均処理水量	m³	148, 614	145, 047	144, 821	144, 048	142, 368
有 収 水 量	m³	44, 544, 020	43, 774, 581	43, 367, 905	43, 187, 047	42, 870, 862
有 収 率	%	67. 5	71. 1	68. 6	69. 8	71. 7
下 水 管 延 長（ 全 体 ）	m	1, 067, 125	1, 069, 116	1, 070, 420	1, 072, 624	1, 073, 151
汚 水 管	m	373, 952	374, 767	375, 514	375, 740	376, 118
雨 水 管	m	243, 937	244, 854	245, 304	245, 886	246, 379
合 流 管	m	449, 236	449, 495	449, 602	450, 998	450, 654

総 収 益	円	13, 400, 363, 030	13, 054, 017, 664	13, 105, 294, 387	13, 451, 988, 691	14, 397, 930, 757
う ち 使 用 料 収 入	円	3, 655, 045, 811	3, 624, 268, 300	3, 593, 281, 716	3, 592, 702, 315	4, 227, 401, 969
う ち 雨 水 処 理 負 担 金	円	2, 660, 524, 771	2, 702, 734, 485	2, 652, 075, 920	2, 754, 188, 232	2, 818, 976, 339
総 費 用	円	12, 979, 954, 903	12, 762, 455, 497	12, 968, 511, 029	13, 251, 955, 206	13, 955, 093, 062
純 利 益	円	420, 408, 127	291, 562, 167	136, 783, 358	200, 033, 485	442, 837, 695
汚 水 処 理 原 価	円	87. 1	91. 5	95. 9	94. 5	95. 4
使 用 料 単 価	円	82. 1	82. 8	82. 9	83. 2	98. 6
経 費 回 収 率	%	94. 2	90. 5	86. 4	88. 0	103. 4
職 員 実 数	人	129	129	127	126	126

※雨水排水整備率の（ ）内の数値は10年に1回発生する大雨に対応している割合。

1-5. 下水道普及状況の推移



(注1)5年に一度の大雨が排除できる施設の整備率です。
 (注2)H18年度末からの管渠延長は、H18年度から管理データをデジタル化したことに伴い見直しています。